

法人税法第八十二條									
省略	省略	省略	省略	省略	第七十四條第一項第五号に掲げる金額(当該)	で決定	修正申告書又は更正若しくは決定	省略	省略
第八十一條の二十二第一項第五号に掲げる金額(当該)	で決定	修正申告書又は更正若しくは決定	省略	省略	第七十四條第一項第一号に掲げる欠損金額又は同項第三号若しくは第五号に掲げる金額(これらの)	の確定申告書に記載した、又は決定	更正	省略	省略
第八十一條の二十二第一項第一号に掲げる連結欠損金額又は同項第三号若しくは第五号に掲げる金額(これらの)	の連結確定申告書に記載した、又は決定	更正	省略	省略					

同上									
		修正申告書若しくは更正若しくは決定	同上	同上			修正申告書若しくは更正若しくは決定	同上	同上
		更正	同上	同上			更正	同上	同上

4 第一項に規定する課税標準等又は税額等につき財務大臣が相手国等の権限ある当局との間で当該相手国等との間の租税条約に基づく合意をしたことその他の政令で定める要件を満たすときは、国税局長又は税務署長は、同項の規定による更正に係る還付金又は過納金については、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第五十八条第一項に規定する還付加算金のうちその計算の基礎となる期間で財務大臣が当該相手国等の権限ある当局との間で合意をした期間に対応する部分に相当する金額を付さないことができる。

(相手国等から情報の提供要請があつた場合の当該職員の問題検査権)

第九条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等から当該相手国等の租税に関する調査(当該相手国等の刑事事件の捜査その他当該相手国等の租税に関する法令を執行する当局が行う犯罪事件の調査を除く。)に必要な情報の提供の要請があつた場合には、前条の規定により当該情報の提供を行うために、当該要請において特定された者(以下この項及び第四項において「対象者」という。)に質問し、対象者の事業に関する帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第十条の二及び第十三条第一項第二号において同じ。)その他の物件を検査し、又は当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求めることができる。

2) 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前項の規定に基づいて行う情報の提供のための調査については必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

3) 前二項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4) 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の九(第四項を除く。)及び第七十四条の十の規定は、国税庁長官、国税局長又は税務署長が、国税庁、国税局又は税務署の当該職員に対象者に対し実地の調査において第一項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとす。

4 第一項に規定する課税標準等又は税額等につき財務大臣が相手国等の権限ある当局との間で当該相手国等との間の租税条約に基づく合意をしたことその他の政令で定める要件を満たすときは、国税局長又は税務署長は、同項の規定による更正に係る還付金又は過納金については、国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金のうちその計算の基礎となる期間で財務大臣が当該相手国等の権限ある当局との間で合意をした期間に対応する部分に相当する金額を付さないことができる。

(相手国等から情報の提供要請があつた場合の当該職員の問題検査権)

第九条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等から当該相手国等の租税に関する調査(当該相手国等の刑事事件の捜査その他当該相手国等の租税に関する法令を執行する当局が行う犯罪事件の調査を除く。)に必要な情報の提供の要請があつた場合には、前条の規定により当該情報の提供を行うために、当該要請において特定された者に質問し、又はその者の事業に関する帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第十条の二及び第十三条第一項第二号において同じ。)その他の物件を検査することができる。

2) 前項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七十四条の九 第一項	若しくは税務署長又は税関長	又は税務署長
国税庁等又は税関	国税庁等	
納税義務者、調書等の提出義務者又は納税義務者の取引先等（以下「納税義務者等」	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（第五項及び次条において「租税条約等実施特例法」という。）第九條第一項（相手国等から情報の提供要請があつた場合の当該職員の質問検査権）に規定する対象者（以下この条及び次条において「対象者」	
調査（税関の当該職員が行う調査にあつては、消費税等の課税物件の保税地域からの引取り後に行うものに限る。以下同条までにおいて同じ。）	調査	
第七十四条の二から第七十四条の六まで（当該職員の質問検査権）	同項	
納税義務者等（当該納税義務者又は調書等の提出義務者について税務代理人がある場合には、当該税務代理	対象者	

<p>人を含む。次条第二項において同じ。）</p>	<p>事項を</p>	<p>第七十四条の九 第二項及び第三 項</p>	<p>納税義務者等</p>	<p>対象者</p>	<p>第七十四条の九 第五項</p>	<p>から第六号まで</p>	<p>第五号及び第六号</p>	<p>非違</p>	<p>租税条約等実施特例法第九 条第一項の要請を受けて提 供する情報の存在</p>	<p>第七十四条の十 第一項</p>	<p>前条第一項</p>	<p>租税条約等実施特例法第九 条第四項（相手国等から情 報の提供要請があつた場合 の当該職員の質問検査権） において準用する前条第一 項</p>	<p>納税義務者等</p>	<p>対象者</p>	<p>国税庁等若しくは税関</p>	<p>国税庁等</p>	<p>正確な課税標準等又は税額 等</p>	<p>租税条約等実施特例法第九 条第一項の要請を受けて提 供する情報</p>
---------------------------	------------	----------------------------------	---------------	------------	------------------------	----------------	-----------------	-----------	---	------------------------	--------------	---	---------------	------------	-------------------	-------------	---------------------------	--

第七十四条の十 第二項		国税に関する調査	同項の規定に基づいて行う情報の提供のための調査又は同項に規定する相手国等の租税に関する調査
同項	納税義務者等	対象者	同条第四項において準用する前条第一項
前条第一項各号	及び第二号	租税条約等実施特例法第九条第四項において準用する前条第一項各号	第二号及び第四号

(身分証明書の携帯等)

第十条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前条第一項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(罰則)

第十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 省略

二 第九条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しくは提出した者

2・3 省略

(身分証明書の携帯等)

第十条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前条の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(罰則)

第十三条 同上

一 同上

二 前号の検査に関し偽りの記載又は記録をした帳簿書類を提示した者

2・3 同上

(租税特別措置法の一部改正)

第二十條 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次

第一章 総則(第一条―第二条の二)

第二章 所得税法の特例

第一節 利子所得及び配当所得(第三条―第九条の七)

第二節 不動産所得及び事業所得

第一款 特別税額控除及び減価償却の特例(第十条―第十九条)

第二款 準備金(第二十条―第二十一条)

第三款 鉱業所得の課税の特例(第二十二条―第二十四条)

第四款 農業所得の課税の特例(第二十四条の二―第二十五条)

第五款 その他の特例(第二十五条の二―第二十八条の四)

第三節 給与所得及び退職所得(第二十九条―第二十九条の六)

第四節 山林所得及び譲渡所得等

第一款 山林所得の課税の特例(第三十条・第三十条の二)

第二款 長期譲渡所得の課税の特例(第三十一条―第三十一条の四)

第三款 短期譲渡所得の課税の特例(第三十二条)

第四款 収用等の場合の譲渡所得の特別控除等(第三十三条―第三十三条の六)

第五款 特定事業の用地買取等の場合の譲渡所得の特別控除(第三十四条―第三十四条の三)

第六款 居住用財産の譲渡所得の特別控除(第三十五条)

第六款の二 特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除(第三十五条の二)

第七款 譲渡所得の特別控除額の特例(第三十六条)

第七款の二 居住用財産の買換えの場合等の長期譲渡所得の課税の特例(第三十六条の二―第三十六条の五)

第八款 特定の事業用資産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特例(第三十七条―第三十七条の九の五)

第九款 有価証券の譲渡による所得の課税の特例等(第三十七条の十一―第三十八条)

第十款 その他の特例(第三十九条―第四十条の三)

目次

第一章 同上

第二章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第四款 同上

第五款 同上

第三節 同上

第四節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第四款 同上

第五款 同上

第六款 同上

第六款の二 同上

第七款 同上

第七款の二 同上

第八款 同上

第九款 同上

第十款 同上

第四節の二 居住者の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例

第一款 居住者の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例(第四十条の四―第四十条の六)

第二款 特殊関係株主等である居住者に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例(第四十条の七―第四十条の九)

第五節 住宅借入金等を有する場合の特別税額控除(第四十一条―第四十一条の三の二)

第六節 その他の特例(第四十一条の四―第四十二条の三)

第三章 法人税法の特例

第一節 中小企業者等の法人税率の特例(第四十二条の三の二)

第二節 特別税額控除及び減価償却の特例(第四十二条の四―第五十四条)

第三節 準備金等(第五十五条―第五十七条の十)

第三節の二 鉱業所得の課税の特例(第五十八条・第五十九条)

第三節の二 対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例(第五十九条の二)

第三節の三 沖繩の認定法人の課税の特例(第六十条)

第三節の四 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例(第六十一条)

第三節の五 認定研究開発事業法人等の課税の特例(第六十一条の二)

第四節 認定農業生産法人等の課税の特例(第六十一条の三・第六十一条の三の二)

第四節の二 交際費等の課税の特例(第六十一条の四)

第五節 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例(第六十二条・第六十二条の二)

第五節の二 土地の譲渡等がある場合の特別税率(第六十二条の三・第六十二条の四)

第四節の二 同上

第一款 同上

第二款 同上

第五節 同上

第六節 同上

第三章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第三節 同上

第三節の二 同上

第三節の三 同上

第三節の四 同上

第三節の五 同上

第四節 同上

第四節の二 同上

第四節の二 同上

第四節の二 同上

第四節の二 同上

十六条の二)

第七節 景気調整のための課税の特例(第六十六条の三)

第七節の二 国外関連者との取引に係る課税の特例等(第六十六条の四・第六十六条の四の二)

第七節の三 国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例(第六十六条の五)

第七節の四 内国法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例

第一款 内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例(第六十六条の六―第六十六条の九)

第二款 特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例(第六十六条の九の二―第六十六条の九の五)

第八節 その他の特例(第六十六条の十一―第六十八条の七)

第九節 中小企業者等である連結法人の法人税率の特例(第六十八条の八)

第十節 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例(第六十八条の九―第六十八条の四十二)

第十一節 連結法人の準備金等(第六十八条の四十三―第六十八条の五十九)

第十二節 削除

第十三節 連結法人の鉱業所得の課税の特例(第六十八条の六十一・第六十八条の六十二)

第十三節の二 対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例(第六十八条の六十二の二)

第十四節 連結法人である沖繩の認定法人の課税の特例(第六十八条の六十三)

第十四節の二 国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人の課税の特例(第六十八条の六十三の二)

第十四節の三 連結法人である認定研究開発事業法人等の課税の特例(第六十八条の六十三の三)

第十五節 連結法人である認定農業生産法人等の課税の特例(第六十八条の六十四・第六十八条の六十五)

第十六節 連結法人の交際費等の課税の特例(第六十八条の六十六)

第十七節 連結法人に用途秘匿金の支出がある場合の課税の特例(第六十八条の六十七)

第十八節 連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率(第六十八条の六十八・第六十八条の六十九)

第七節 同上

第七節の二 同上

第七節の三 同上

第七節の四 同上

第一款 同上

第二款 同上

第八節 同上

第九節 同上

第十節 同上

第十一節 同上

第十二節 同上

第十三節 同上

第十三節の二 同上

第十四節 連結法人である沖繩の認定法人の課税の特例(第六十八条の六十三)

第十四節の二 連結法人である認定農業生産法人等の課税の特例(第六十八条の六十四・第六十八条の六十五)

第十六節 同上

第十七節 同上

第十八節 同上

第十九節 連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例

第一款 取用等の場合の課税の特例（第六十八條の七十一―第六十八條の七十三）

第二款 特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除（第六十八條の七十四―第六十八條の七十六）

第二款の二 特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除（第六十八條の七十六の二）

第三款 資産の譲渡に係る特別控除額の特例（第六十八條の七十七）

第四款 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例（第六十八條の七十八―第六十八條の八十五の三）

第二十節 削除

第二十一節 連結法人の景気調整のための課税の特例（第六十八條の八十七）

第二十二節 連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例等（第六十八條の八十八・第六十八條の八十八の二）

第二十三節 連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例（第六十八條の八十九）

第二十四節 連結法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例

第一款 連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（第六十八條の九十一―第六十八條の九十三）

第二款 特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例（第六十八條の九十三の二―第六十八條の九十三の五）

第二十五節 連結法人のその他の特例（第六十八條の九十四―第六十八條の百十一）

第四章 相続税法の特例（第六十九條―第七十條の十三）

第四章の二 地価税法の特例（第七十一條―第七十一條の十七）

第五章 登録免許税法の特例（第七十二條―第八十四條の六）

第六章 消費税法等の特例

第一節 消費税法の特例（第八十五條―第八十六條の五）

第二節 酒税法の特例（第八十七條―第八十七條の八）

第二節の二 たばこ税法の特例（第八十八條―第八十八條の四）

第三節 揮発油税法及び地方揮発油税法の特例（第八十八條の五―第九十條の三）

第三節の二 石油石炭税法の特例

第十九節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第二款の二 同上

第三款 同上

第四款 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例（第六十八條の七十八―第六十八條の八十五の四）

第二十節 同上

第二十一節 同上

第二十二節 同上

第二十三節 同上

第二十四節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第二十五節 同上

第四章 同上

第四章の二 同上

第五章 同上

第六章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第二節の二 同上

第三節 同上

第三節の二 石油石炭税法の特例（第九十條の四―第九十條の七）

第一款 地球温暖化対策のための課税の特例（第九十条の三の二―第九十条の三の四）

第二款 その他の特例（第九十条の四―第九十条の七）

第三節の三 航空機燃料税法の特例（第九十条の八―第九十条の九）

第三節の四 自動車重量税法の特例（第九十条の十―第九十条の十三）

第四節 印紙税法の特例（第九十一条―第九十二条）

第七章 利子税等の割合の特例（第九十三条―第九十六条）

第八章 雑則（第九十七条―第九十八条）

附則

（趣旨）

第一条 この法律は、当分の間、所得税、法人税、相続税、贈与税、地価税、登録免許税、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油石炭税、航空機燃料税、自動車重量税、印紙税その他の内国税を軽減し、若しくは免除し、若しくは還付し、又はこれらの税に係る納税義務、課税標準若しくは税額の計算、申告書の提出期限若しくは徴収につき、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）、地価税法（平成三年法律第六十九号）、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）、消費税（昭和六十三年法律第八号）、酒税法（昭和二十八年法律第六号）、たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）、揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）、地方揮発油税法（昭和三十年法律第四号）、石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）、航空機燃料税法（昭和四十七年法律第七号）、自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）、印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律（昭和三十七年法律第六十六号）及び国税徴収法（昭和三十四年法律第四十七号）の特例を設けることについて規定するものとする。

（用語の意義）

第二条 第二章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 十一 省略

十二 期限後申告書 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第十八条第二項に規定する期限後申告書をいう。

第三節の三 航空機燃料税法の特例（第九十条の八・第九十条の九）

第三節の四 同上

第四節 同上

第七章 同上

第八章 雑則（第九十七条・第九十八条）

附則

（趣旨）

第一条 この法律は、当分の間、所得税、法人税、相続税、贈与税、地価税、登録免許税、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油石炭税、航空機燃料税、自動車重量税、印紙税その他の内国税を軽減し、若しくは免除し、若しくは還付し、又はこれらの税に係る納税義務、課税標準若しくは税額の計算、申告書の提出期限若しくは徴収につき、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）、地価税法（平成三年法律第六十九号）、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）、消費税（昭和六十三年法律第八号）、酒税法（昭和二十八年法律第六号）、たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）、揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）、地方揮発油税法（昭和三十年法律第四号）、石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）、航空機燃料税法（昭和四十七年法律第七号）、自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）、印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）及び国税徴収法（昭和三十四年法律第四十七号）の特例を設けることについて規定するものとする。

（用語の意義）

第二条 同上

一 十一 同上

十二 期限後申告書 国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書をいう。

十三 修正申告書 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。

十四 省略

十五 更正の請求 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十三条第二項に規定する更正の請求をいう。

十六 更正請求書 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十三条第三項に規定する更正請求書をいう。

2 第三章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 一五 省略

十六 省略

十七 省略

十八 省略

十九 省略

二十 一八 省略

二十九 期限後申告書 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第十八条第二項に規定する期限後申告書をいう。

三十 修正申告書 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。

三十一 更正請求書 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十三条第三項に規定する更正請求書をいう。

3 第四章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 期限内申告書 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第十七条第二項に規定する期限内申告書をいう。

二 期限後申告書 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第十八条第二項に規定する期限後申告書をいう。

三 修正申告書 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。

4 省略

十三 修正申告書 国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。

十四 同上

十五 更正の請求 国税通則法第二十三条第二項に規定する更正の請求をいう。

2 同上

一 一五 同上

十六 適格分社型分割 法人税法第十二条の十三に規定する適格分社型分割をいう。

十七 同上

十八 同上

十九 同上

二十 一八 同上

二十九 期限後申告書 国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書をいう。

3 同上

一 期限内申告書 国税通則法第十七条第二項に規定する期限内申告書をいう。

二 期限後申告書 国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書をいう。

三 修正申告書 国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。

4 同上

(国外で発行された公社債等の利子所得の分離課税等)

第三条の三 省略

2・4 省略

5 第三項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律及び国税徴収法の規定を適用する。この場合において、国外公社債等の利子等の支払を受けるべき者が内国法人であるときは、当該内国法人に対する法人税法の規定の適用については、同法第六十八條第一項及び第八十一條の十四第一項中「又は賞金」とあるのは「若しくは賞金又は租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第三条の三第二項(国外で発行された公社債等の利子所得の分離課税等)に規定する国外公社債等の利子等」と、「同法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」とする。

6・7 省略

(特定寄附信託の利子所得の非課税)

第四条の五 特定寄附信託契約に基づき設定された信託(以下この条において「特定寄附信託」という。)の信託財産につき生ずる公社債若しくは預貯金の利子又は合同運用信託の収益の分配(公社債の利子又は貸付信託の収益の分配にあつては、当該公社債又は貸付信託の受益権が社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定める方法により管理されており、かつ、当該公社債又は貸付信託の受益権が当該信託財産に引き続き属していた期間に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。第三項及び第五項において「利子等」という。)については、所得税を課さない。

2 前項に規定する特定寄附信託契約とは、居住者が、信託会社(信託業法(平成十六年法律第五十四号)第三条又は第五十三條第一項の免許を受けたものに限るものとし、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。)との間で締結した当該居住者を受益者とする信託契約で、当該信託財産を所得税法第七十八條第二項に規定する特定寄附金(同条第三項の規定又は第四十一條の十八の二第一項の規定により特定寄附金とみなされたものを含む。)(のうち民間の団体が行う公益を目的とする事業に資するものとして政令で定めるもの(第五項において「対象特定寄附金」という。))として支出することを主

(国外で発行された公社債等の利子所得の分離課税等)

第三条の三 同上

2・4 同上

5 第三項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税通則法及び国税徴収法の規定を適用する。この場合において、国外公社債等の利子等の支払を受けるべき者が内国法人であるときは、当該内国法人に対する法人税法の規定の適用については、同法第六十八條第一項及び第八十一條の十四第一項中「又は賞金」とあるのは「若しくは賞金又は租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第三条の三第二項(国外で発行された公社債等の利子所得の分離課税等)に規定する国外公社債等の利子等」と、「同法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」とする。

6・7 同上

たる目的とすることその他計画的な寄附が適正に実施されるための要件として政令で定める要件が定められているものをいう。

3 第一項の規定は、前項の居住者が、特定寄附信託契約の締結の後、最初に第一項の規定の適用を受けようとする利子等の支払を受ける日の前日までに、その者の氏名、住所その他の財務省令で定める事項を記載した申告書（次項及び第七項において「特定寄附信託申告書」という。）に、当該特定寄附信託契約の契約書の写しを添付して、これを当該特定寄附信託に係る受託者を経由し、その居住者の住所地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

4 前項の場合において、特定寄附信託申告書が同項に規定する税務署長に提出されたときは、同項の受託者においてその受理がされた日にその提出があつたものとみなす。

5 特定寄附信託契約又はその履行につき、その信託財産を対象特定寄附金として支出することを主たる目的としなくなつたことその他の計画的な寄附が適正に実施されていないと認められる事実として政令で定める事実が生じた場合には、当該特定寄附信託契約の締結の時から当該事実が生じた日までの間に支払われた利子等については、第一項の規定の適用がなかつたものとし、かつ、当該事実が生じた日において当該利子等の支払があつたものと、当該特定寄附信託の受託者が当該利子等を支払つたものとそれぞれみなして、この法律及び所得税法の規定を適用する。

6 第一項の規定の適用がある場合における所得税法第七十八条の規定並びに第四十一条の十八の二及び第四十一条の十八の三の規定の適用については、同法第七十八条第二項中「学校の入学に關してするものを除く」とあるのは「租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第四条の五第一項（特定寄附信託の利子所得の非課税）の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額に相当する部分及び学校の入学に關してするものを除く」と、同条第三項中「支出した金銭」とあるのは「支出した金銭（租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額に相当する部分を除く。）」と、第四十一条の十八の二第一項中「その寄附をした者」とあるのは「第四条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額に相当する部分及びその寄附をした者」とする。

7 第三項から前項までに定めるもののほか、特定寄附信託の信託財産につき備え付けるべき帳簿に關する事項、特定寄附信託申告書を提出した者がその提出後当該特定寄附信託申告書に記載した事項を変更した又は変更する場合における届出

に関する事項その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(振替国債等の利子の課税の特例)

第五条の二 省 略

2 前項の規定は、外国投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第二十二項に規定する外国投資信託をいう。以下この項において同じ。）の受託者である非居住者又は外国法人が当該外国投資信託の信託財産につき支払を受ける振替国債及び振替地方債の利子については、当該外国投資信託が、証券投資信託又は公社債等運用投資信託に該当し、かつ、次に掲げる要件のいずれかを満たすもの（第二号及び第十三項において「適格外国証券投資信託」という。）である場合に限り、適用する。

一 省 略

二 当該外国投資信託の受益権の全てが他の適格外国証券投資信託の信託財産として取得されたものであり、かつ、当該外国投資信託の目論見書その他これに類する書類にその受益権の全てが他の適格外国証券投資信託の信託財産として取得されるものである旨の記載がなされていること。

3 外国の法令に基づいて設定された信託で所得税法第十三条第三項第二号に規定する退職年金等信託に類するもの（同条第一項に規定する受益者（同条第二項の規定により同条第一項に規定する受益者とみなされる者を含む。次項において「受益者等」という。）がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託（次項において「受益者等課税信託」という。）に該当するものに限る。）のうち、当該外国において主として退職年金、退職手当その他これらに類する報酬を管理し、又は給付することを目的として運営されるもの（以下この項及び次項において「外国年金信託」という。）の信託財産につき生ずる振替国債又は振替地方債の利子については、当該外国年金信託の受託者が当該利子の支払を受けるものとして、第一項の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「収益及び費用は」とあるのは、「収益（租税特別措置法第五条の二第三項（振替国債等の利子の課税の特例）の規定の適用を受ける同項に規定する振替国債又は振替地方債の利子を除く。）及び費用は」とする。

4 第一項の規定は、非居住者又は外国法人が民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約（これに類するものとして政令で定める契約を含む。以下この項において「組合契約」という。）に係る同法第六百六十八条に規定する組合財産（これに類するものとして政令で定めるものを含む

(振替国債等の利子の課税の特例)

第五条の二 同 上

2 前項の規定は、外国投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第二十二項に規定する外国投資信託をいう。以下この項において同じ。）の受託者である非居住者又は外国法人が当該外国投資信託の信託財産につき支払を受ける振替国債及び振替地方債の利子については、当該外国投資信託が、証券投資信託又は公社債等運用投資信託に該当し、かつ、次に掲げる要件のいずれかを満たすもの（第二号及び第十一項において「適格外国証券投資信託」という。）である場合に限り、適用する。

一 同 上

二 当該外国投資信託の受益権のすべてが他の適格外国証券投資信託の信託財産として取得されたものであり、かつ、当該外国投資信託の目論見書その他これに類する書類にその受益権のすべてが他の適格外国証券投資信託の信託財産として取得されるものである旨の記載がなされていること。

。以下この項において「組合財産」という。）又は信託（受益者等課税信託に限り、外国年金信託を除く。以下この項及び第十四項において同じ。）の信託財産に属する振替国債又は振替地方債につき支払を受ける利子については、当該非居住者又は外国法人が第一項各号に掲げる要件を満たしており、かつ、当該組合契約に係る組合の業務を執行する者又は当該信託の受託者（以下この項、第十一項、第十二項及び第十四項において「業務執行者等」という。）が次に掲げる要件を満たしている場合に限り、適用する。

一 当該非居住者又は外国法人が当該組合財産又は信託財産に属する振替国債又は振替地方債の利子につき第一項の規定の適用を受けようとする際、当該業務執行者等が、当該組合又は当該信託の名称、当該業務執行者等の氏名又は名称及び住所その他の財務省令で定める事項を記載した書類（第十項及び第十四項において「組合等届出書」という。）並びに当該組合契約に係る組合契約書又は当該信託に係る信託契約書の写し（第十項、第十四項及び第十五項において「組合契約書の写し」という。）を、第一項第一号の規定に準じて同号の特定振替機関等を経由し、又は同号の適格外国仲介業者及び特定振替機関等を経由して当該特定振替機関等の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出していること。

二 当該非居住者又は外国法人が当該組合財産又は信託財産に属する振替国債又は振替地方債の利子の支払を受けるべき日の前日までに、当該業務執行者等が、当該組合契約を締結している組合員又は当該信託の受益者等の当該振替国債又は振替地方債に係る所有期間その他の財務省令で定める事項を記載した書類（第十項から第十二項までにおいて「組合等所有期間明細書」という。）を、第一項第二号の規定に準じて同号の特定振替機関等を経由し、若しくは同号の適格外国仲介業者及び特定振替機関等を経由し、又は同号の規定に準じて同号の特定振替機関等及び利子の支払をする者を経由し、若しくは同号の適格外国仲介業者及び特定振替機関等並びに利子の支払をする者を経由してその利子に係る所得税法第十七条の規定による納税地の所轄税務署長に提出していること。

5) 第一項の規定は、国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受ける振替国債及び振替地方債の利子でその者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、適用しない。この場合において、当該非居住者が同項各号に掲げる要件（当該非居住者が前項の組合財産又は信託財産に属する振替国債又は振替地方債につき支払を受ける利子については、第一項各号及び前

3) 第一項の規定は、国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受ける振替国債及び振替地方債の利子でその者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、適用しない。この場合において、当該非居住者が同項各号に掲げる要件を満たしているときは、当該支払を受ける利子（所有期間に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する

項各号に掲げる要件)を満たしているときは、当該支払を受ける利子(所有期間に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。)については、所得税法第二百十二条の規定は、適用しない。

- 6| 第一項及び前項の規定の適用がある場合における第三条及び第三条の二の規定の適用については、第三条第一項中「政令で定めるものを除く。以下この条及び次条」とあるのは「第五条の二第五項後段の規定の適用があるものを除く。以下この条」と、同条第三項中「受けるべき利子等の」とあるのは「受けるべき利子等(第五条の二第一項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。)」のと、第三条の二中「内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人」とあるのは「非居住者又は外国法人」と、「支払うべき利子等」とあるのは「支払うべき第五条の二第一項又は第五項後段の規定の適用を受ける利子」と、「当該利子等」とあるのは「当該利子」とする。

7| 省 略

- 8| 国税庁長官は、前項第四号の承認の申請があつた場合において、その申請を行つた者につき次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、その申請を却下することができる。

一・二 省 略

- 三 その者が第十六項に規定する帳簿の備付け、記録若しくは保存を行うこと又は第十七項、第十八項、第二十一項、第二十三項若しくは第二十四項に規定する通知を行うことが困難と認められる相当の理由があること。

- 9| 国税庁長官は、第七項第四号の承認を受けた者について次のいずれかに該当する事実が生じたとき認めるときは、政令で定めるところにより、その承認を取り消すことができる。

一・二 省 略

- 10| 第一項第一号若しくは第二号又は第四項第一号若しくは第二号の場合において、非課税適用申告書若しくは組合等届出書及び組合契約書等の写しが第一項第一号に規定する税務署長に提出されたとき又は振替国債所有期間明細書、振替地方債所有期間明細書若しくは組合等所有期間明細書が同項第二号イ若しくはロに規定する税務署長に提出されたときは、当該非課税適用申告書若しくは組合等届出書及び組合契約書等の写し又は当該振替国債所有期間明細書、振替地方債所有期間明細書若しくは組合等所有期間明細書の提出をした者からその提出の際に經由すべき特定振替機関等の営業所等又は適格外国仲介業者の特定国外営業所等が受け取つた時にこれらの税務署長に提出があつたものとみなす。

部分に限る。)については、所得税法第二百十二条の規定は、適用しない。

- 4| 第一項及び前項の規定の適用がある場合における第三条及び第三条の二の規定の適用については、第三条第一項中「政令で定めるものを除く。以下この条及び次条」とあるのは「第五条の二第三項後段の規定の適用があるものを除く。以下この条」と、同条第三項中「受けるべき利子等の」とあるのは「受けるべき利子等(第五条の二第一項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。)」のと、第三条の二中「内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人」とあるのは「非居住者又は外国法人」と、「支払うべき利子等」とあるのは「支払うべき第五条の二第一項又は第三項後段の規定の適用を受ける利子」と、「当該利子等」とあるのは「当該利子」とする。

5| 同 上

6| 同 上

一・二 同 上

- 三 その者が第十四項に規定する帳簿の備付け、記録若しくは保存を行うこと又は第十五項、第十六項、第十九項、第二十一項若しくは第二十二項に規定する通知を行うことが困難と認められる相当の理由があること。

- 7| 国税庁長官は、第五項第四号の承認を受けた者について次のいずれかに該当する事実が生じたとき認めるときは、政令で定めるところにより、その承認を取り消すことができる。

一・二 同 上

- 8| 第一項第一号又は第二号の場合において、非課税適用申告書が同項第一号に規定する税務署長に提出されたとき又は振替国債所有期間明細書が同項第二号イに規定する税務署長に提出されたとき若しくは振替地方債所有期間明細書が同号ロに規定する税務署長に提出されたときは、当該非課税適用申告書又は当該振替国債所有期間明細書若しくは当該振替地方債所有期間明細書の提出をした者からその提出の際に經由すべき特定振替機関等の営業所等又は適格外国仲介業者の特定国外営業所等が受け取つた時にこれらの税務署長に提出があつたものとみなす。

続き所有していた期間（当該振替国債又は当該振替地方債につき引き続き振替記載等を受けていた期間に限る。以下この条において「所有期間」という。）に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。）とあるのは、「利子」とする。

一・二 省 略

12 非居住者又は外国法人で非課税適用申告書を提出した者が当該非課税適用申告書を提出した特定振替機関等又は適格外国仲介業者から設定を受けている非課税区分口座（当該非居住者又は外国法人がその利子の計算期間の初日から引き続き所有している振替地方債以外の振替地方債につき振替記載等を行わないこととされていることその他の政令で定める要件を満たす区分（以下この項及び第二十四項において「非課税区分」という。）とに分けられている口座をいう。）において振替記載等を受けている振替地方債につきその利子の支払を受ける場合において、当該特定振替機関等又は適格外国仲介業者が、その利子の支払を受けるべき日の前日までに、当該振替地方債の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める事項を記載した書類を作成し、これを、当該特定振替機関等が特定振替機関を経由して当該利子の支払をする者に対し提出したとき（当該特定振替機関等が特定間接口座管理機関である場合には、当該振替地方債の振替記載等に係る特定口座管理機関（当該特定振替機関等が他の特定間接口座管理機関から当該振替地方債の振替記載等を受ける場合には、当該特定振替機関等及び特定振替機関とし、当該特定振替機関等が特定間接口座管理機関である場合には当該特定振替機関等（当該特定振替機関等が他の特定間接口座管理機関から当該振替地方債の振替記載等を受ける場合には、当該特定振替機関等及び当該振替地方債の振替記載等に係る他の特定間接口座管理機関）及び当該振替地方債の振替記載等に係る特定口座管理機関並びに特定振替機関とする。以下この項において同じ。）を経由して当該利子の支払をする者に対し提出したとき（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該振替地方債の振替記載等に係る外国再間接口座管理機関（当該適格外国仲介業者が他の外国再間接口座管理機関から当該振替地方債の振替記載等を受ける者である場合には、当該他の外国再間接口座管理機関及び当該振替地方債の

有期間」という。）に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。）とあるのは、「利子」とする。

一・二 同 上

10 非居住者又は外国法人で非課税適用申告書を提出した者が当該非課税適用申告書を提出した特定振替機関等又は適格外国仲介業者から設定を受けている非課税区分口座（当該非居住者又は外国法人がその利子の計算期間の初日から引き続き所有している振替地方債以外の振替地方債につき振替記載等を行わないこととされていることその他の政令で定める要件を満たす区分（以下この項及び第二十二項において「非課税区分」という。）とに分けられている口座をいう。）において振替記載等を受けている振替地方債につきその利子の支払を受ける場合において、当該特定振替機関等又は適格外国仲介業者が、その利子の支払を受けるべき日の前日までに、当該振替地方債の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める事項を記載した書類を作成し、これを、当該特定振替機関等が特定振替機関を経由して当該利子の支払をする者に対し提出したとき（当該特定振替機関等が特定間接口座管理機関である場合には、当該振替地方債の振替記載等に係る特定口座管理機関（当該特定振替機関等が他の特定間接口座管理機関から当該振替地方債の振替記載等を受ける場合には、当該特定振替機関等及び特定振替機関とし、当該特定振替機関等が特定間接口座管理機関である場合には当該特定振替機関等（当該特定振替機関等が他の特定間接口座管理機関から当該振替地方債の振替記載等を受ける場合には、当該特定振替機関等及び当該振替地方債の振替記載等に係る他の特定間接口座管理機関）及び当該振替地方債の振替記載等に係る特定口座管理機関並びに特定振替機関とする。以下この項において同じ。）を経由して当該利子の支払をする者に対し提出したとき（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該振替地方債の振替記載等に係る外国再間接口座管理機関（当該適格外国仲介業者が他の外国再間接口座管理機関から当該振替地方債の振替記載等を受ける者である場合には、当該他の外国再間接口座管理機関及び当該振替地方債の

振替記載等に係る外国間接口座管理機関）及び当該振替地方債の振替記載等に係る特定振替機関等を経由して当該利子の支払をする者に対し提出したとき）は、当該非居住者又は外国法人は、その支払を受けるべき利子につき第一項第二号の規定による振替地方債所有期間明細書の提出をしたものと、業務執行者等は、その支払を受けるべき利子につき第四項第二号の規定による組合等所有期間明細書の提出をしたものと、それぞれみなす。この場合において、非課税区分において振替記載等を受けている振替地方債につき支払を受ける利子に対する第一項の規定の適用については、同項中「利子（その者が当該振替国債又は当該振替地方債を引き続き所有していた期間（当該振替国債又は当該振替地方債につき引き続き振替記載等を受けていた期間に限る。以下この条において「所有期間」という。）に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。）」とあるのは、「利子」とする。

一・二 省 略

13| 省 略

14| 非課税適用申告書を提出した者又は組合等届出書を提出した業務執行者等が、

その提出後、当該非課税適用申告書に記載した氏名若しくは名称若しくは住所の変更をした場合又は当該組合等届出書に記載した第四項の組合若しくは信託の名称、当該組合若しくは信託に係る業務執行者等の氏名若しくは名称若しくは住所その他の財務省令で定める事項の変更をした場合には、これらの者は、その変更をした日以後最初に当該非課税適用申告書又は当該組合等届出書を提出した特定振替機関等又は適格外国仲介業者から振替記載等を受けている振替国債又は振替地方債の利子の支払を受けるべき日の前日までに、その変更をした後の当該非課税適用申告書を提出した者の氏名若しくは名称及び住所その他の財務省令で定める事項を記載した申告書又はその変更をした後の当該組合若しくは信託の名称その他の財務省令で定める事項を記載した届出書及び組合契約書の写しを、当該特定振替機関等を経由し、又は当該適格外国仲介業者（当該適格外国仲介業者が外国間接口座管理機関である場合には、当該適格外国仲介業者（当該適格外国仲介業者が他の外国間接口座管理機関から当該振替国債又は振替地方債の振替記載等を受ける場合には、当該適格外国仲介業者及び当該振替国債又は振替地方債の振替記載等に係る他の外国間接口座管理機関）及び当該振替国債又は振替地方債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関）及び当該適格外国仲介業者が当該振替国債若しくは振替地方債の振替記載等を受ける特定振替機関等（当該適格外国仲介業者が外国間接口座管理機関である場合には、当該振替国債又は振

振替記載等に係る外国間接口座管理機関）及び当該振替地方債の振替記載等に係る特定振替機関等を経由して当該利子の支払をする者に対し提出したとき）は、当該非居住者又は外国法人は、その支払を受けるべき利子につき第一項第二号の規定による振替地方債所有期間明細書の提出をしたものとみなす。この場合において、非課税区分において振替記載等を受けている振替地方債につき支払を受ける利子に対する同項の規定の適用については、同項中「利子（その者が当該振替国債又は当該振替地方債を引き続き所有していた期間（当該振替国債又は当該振替地方債につき引き続き振替記載等を受けていた期間に限る。以下この条において「所有期間」という。）に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。）」とあるのは、「利子」とする。

一・二 同 上

11| 同 上

12| 非課税適用申告書を提出した者が、その提出後、当該非課税適用申告書に記載した氏名若しくは名称又は住所の変更をした場合には、その者は、その変更をした日以後最初に当該非課税適用申告書を提出した特定振替機関等又は適格外国仲介業者から振替記載等を受けている振替国債又は振替地方債の利子の支払を受けるべき日の前日までに、その変更をした後のその者の氏名又は名称及び住所その他の財務省令で定める事項を記載した申告書を、当該特定振替機関等を経由し、又は当該適格外国仲介業者（当該適格外国仲介業者が外国間接口座管理機関である場合には、当該適格外国仲介業者（当該適格外国仲介業者が他の外国間接口座管理機関から当該振替国債又は振替地方債の振替記載等を受ける場合には、当該適格外国仲介業者及び当該振替国債又は振替地方債の振替記載等に係る他の外国間接口座管理機関）及び当該振替国債又は振替地方債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関）及び当該適格外国仲介業者が当該振替国債若しくは振替地方債の振替記載等を受ける特定振替機関等（当該適格外国仲介業者が外国間接口座管理機関である場合には、当該振替国債又は振替地方債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関）及び当該適格外国仲介業者が当該振替国債又は振替地方債の振替記載等を受ける特定振替機関等）を経由して第一項第一号に規定する税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該申告書を提出しなかつたときは、その該当することとなつた日以後に支払を受ける当該振替国債及び振替地方債の利子については、同項の規定は、適用しない。

替地方債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関が当該振替国債又は振替地方債の振替記載等を受ける特定振替機関等)を經由して第一項第一号に規定する税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該申告書又は当該届出書及び組合契約書等の写しを提出しなかつたときは、その該当することとなつた日以後に支払を受ける当該振替国債及び振替地方債の利子については、同項の規定は、適用しない。

15) 第十項の規定は、前項に規定する申告書の提出並びに同項に規定する届出書及び組合契約書等の写しの提出について、第十三項の規定は、前項に規定する申告書の提出について、それぞれ準用する。この場合において、第十項中「第一項第一号若しくは第二号又は第四項第一号若しくは第二号」とあるのは「第十四項」と、「非課税適用申告書若しくは組合等届出書及び組合契約書等の写しが第一項第一号に規定する税務署長に提出されたとき又は振替国債所有期間明細書、振替地方債所有期間明細書若しくは組合等所有期間明細書が同項第二号イ若しくはロ」とあるのは「同項に規定する申告書又は届出書及び組合契約書等の写しが第一項第一号」と、「非課税適用申告書若しくは組合等届出書及び組合契約書等の写し又は当該振替国債所有期間明細書、振替地方債所有期間明細書若しくは組合等所有期間明細書」とあるのは「申告書又は届出書及び組合契約書等の写し」と、「これらの」とあるのは「当該」と、第十三項中「非課税適用申告書を提出する者」とあるのは「次項に規定する申告書を提出する者」と、「当該非課税適用申告書」とあるのは「当該申告書」と、「氏名」とあるのは「変更後の氏名」と読み替えるものとする。

16) 省 略

17) 適格外国仲介業者は、非課税適用申告書を提出した者の各人別に、政令で定めるところにより、当該非課税適用申告書を提出した者が当該適格外国仲介業者から振替記載等を受けた振替国債又は振替地方債(当該適格外国仲介業者から設定を受けている第十一項に規定する非課税区分口座又は第十二項に規定する非課税区分口座において振替記載等を受けたものを除く。以下この項において同じ。)につき振替記載等がされた日その他の財務省令で定める事項を当該適格外国仲介業者が当該振替国債又は振替地方債の振替記載等を受けた特定振替機関等(当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該振替国債又は振替地方債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関が当該振替国債又は振替地方債の振替記載等を受けた特定振替機関等)に対し書面による方法その他政令で定める方法により通知しなければならない。この場合において、当該特定振替機

13) 第八項及び第十一項の規定は、前項に規定する申告書を提出する者が当該申告書を提出する場合について準用する。この場合において、第八項中「第一項第一号又は第二号」とあるのは「第十二項」と、「非課税適用申告書が同項第一号に規定する税務署長に提出されたとき又は振替国債所有期間明細書が同項第二号イに規定する税務署長に提出されたとき若しくは振替地方債所有期間明細書が同号ロ」とあるのは「同項に規定する申告書が第一項第一号」と、「非課税適用申告書又は当該振替国債所有期間明細書若しくは当該振替地方債所有期間明細書」とあるのは「申告書」と、「これらの」とあるのは「当該」と、第十一項中「非課税適用申告書を提出する者」とあるのは「次項に規定する申告書を提出する者」と、「当該非課税適用申告書」とあるのは「当該申告書」と、「氏名」とあるのは「変更後の氏名」と読み替えるものとする。

14) 同 上

15) 適格外国仲介業者は、非課税適用申告書を提出した者の各人別に、政令で定めるところにより、当該非課税適用申告書を提出した者が当該適格外国仲介業者から振替記載等を受けた振替国債又は振替地方債(当該適格外国仲介業者から設定を受けている第九項に規定する非課税区分口座又は第十項に規定する非課税区分口座において振替記載等を受けたものを除く。以下この項において同じ。)につき振替記載等がされた日その他の財務省令で定める事項を当該適格外国仲介業者が当該振替国債又は振替地方債の振替記載等を受けた特定振替機関等(当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該振替国債又は振替地方債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関が当該振替国債又は振替地方債の振替記載等を受けた特定振替機関等)に対し書面による方法その他政令で定める方法により通知しなければならない。この場合において、当該特定振替機